○長門市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

|  |
| --- |
| (平成17年3月22日告示第65号) |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 改正 | 平成18年3月10日告示第10号 | 平成18年7月13日告示第69号 | | 平成19年1月25日告示第6号 | 平成20年1月10日告示第1号 | | 平成24年4月1日告示第43号 | 平成24年4月6日告示第103号 | | 令和3年3月31日告示第84号 |  | |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この告示は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、長門市浄化槽設置整備事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　浄化槽

ア　浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定するものであって、法第4条第2項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBOD1リットルあたり20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するもの

イ　次号に規定するみなし浄化槽と生活排水及びみなし浄化槽からの排水を併せて処理する装置とを組み合わせたものであって、建築基準法(昭和25年法律第201号)第31条第2項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの

ウ　アに規定するもののうち、放流水の総窒素濃度が1リットルあたり20ミリグラム以下又は総燐(りん)濃度が1リットルあたり1ミリグラム以下の機能を有するもの

エ　アに規定するもののうち、BOD除去能力97パーセント以上、放流水のBOD1リットルあたり5ミリグラム(日間平均値)以下の能力を有するもの

(2)　みなし浄化槽　浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既設の単独処理浄化槽をいう。

(3)　専用住宅　主に住居の用に供する建物(延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供する建物を含む。)をいう。

(補助対象地域)

第3条　補助対象となる地域は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に基づき策定された事業計画区域並びに農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の事業計画区域を除く市内全域とする。ただし、事業計画区域においても、市長が特に認めたものは補助対象地域とする。

(補助事業)

第4条　補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、前条に規定する補助対象地域において、専用住宅に浄化槽を設置する工事(以下「設置工事」という。)とする。

2　補助事業により設置する浄化槽(以下「補助対象施設」という。)は、専用住宅に設置する処理対象人員10人以下のもので、浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省室長通知)に適合するものとする。

(補助金の交付)

第5条　市長は、補助事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1)　法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに補助対象施設を設置する者

(2)　補助対象施設を予定の期間内に設置することができない者

(3)　専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾を得られない者

(4)　市税等（長門市において賦課された市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険料）を滞納している者(分納を誓約し、かつ、当該分納を履行していると認められる者を除く。)

(補助金額)

第6条　補助金の額は、別表に定める額とする。

(補助金交付申請)

第7条　補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する前に次に掲げる書類を添えて浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(1)　審査期間を経過した浄化槽設置届書の写し又は建築確認通知書の写し

(2)　設置場所の位置図、補助対象施設の配置図及び配管図等

(3)　指針に適合するものとして全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会が交付した登録証の写し及び登録浄化槽管理票のうちC票

(4)　専用住宅を借りている者は、補助対象施設の設置についての賃貸人の承諾書

(5)　補助対象施設の工事見積書の写し

(6)　機能保証制度に基づく保証登録証

(7)　その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第8条　市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の可否を決定するものとする。

2　市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者にあっては浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、交付しないと決定した者にあっては浄化槽設置整備補助金不交付通知書(別記様式第3号)によりそれぞれ通知するものとする。

(変更承認申請等)

第9条　前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付決定通知を受けた後に補助金申請内容を変更するとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、浄化槽設置整備事業変更等承認申請書(別記様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2　補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(施工状況の確認)

第10条　市長は、補助事業を適正に執行するため、補助対象施設の設置工事の施工状況を現場において確認するものとする。

(実績報告)

第11条　補助対象者は、補助事業が完了したときは、事業完了後1箇月以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えて浄化槽設置整備事業実績報告書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(1)　補助対象施設の設置工事が適正に行われたことが明らかとなるような着工前、工事中の各工程及び完成後の写真

(2)　浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)

(3)　その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第12条　市長は、前条の規定による実績報告の提出があった場合において、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書(別記様式第6号)により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条　市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、浄化槽設置整備事業補助金交付請求書(別記様式第7号)による補助対象者からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消)

第14条　市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　不正の手段により補助金を受けたとき。

(2)　補助金を他の用途に使用したとき。

(3)　補助金交付の条件に違反したとき。

(4)　その他市長において必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第15条　市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第16条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この告示は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2　この告示の施行の日の前日までに、合併前の長門市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成4年長門市要綱)、三隅町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成4年三隅町要綱第2号)、日置町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成5年日置町要綱)又は油谷町合併処理浄化槽設置整備事業捕助金交付要綱(平成8年油谷町訓令第3号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成18年3月10日告示第10号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附　則(平成18年7月13日告示第69号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成18年8月1日から施行する。

附　則(平成19年1月25日告示第6号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成20年1月10日告示第1号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成24年4月1日告示第43号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附　則(平成24年4月6日告示第103号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成24年4月6日から施行する。

附　則(令和3年3月31日告示第84号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 人槽区分 | 補助金額 |
| 浄化槽設置工事 | 5人槽 | 442,000円 |
| 6～7人槽 | 568,000円 |
| 8～10人槽 | 802,000円 |

別記様式第1号(第7条関係)

浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

[別紙参照]

別記様式第2号(第8条関係)

浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

別記様式第3号(第8条関係)

浄化槽設置整備事業補助金不交付通知書

[別紙参照]

別記様式第4号(第9条関係)

浄化槽設置整備事業変更等承認申請書

[別紙参照]

別記様式第5号(第11条関係)

浄化槽設置整備事業補助金実績報告書

[別紙参照]

別記様式第6号(第12条関係)

浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書

[別紙参照]

別記様式第7号(第13条関係)

浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

[別紙参照]